

おおさかの 住民と自治

2023.2

(通巻第531号)

発行:

一般社団法人

大阪自治体問題研究所

(発行人: 梶 哲教)

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館5F

TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228

<http://www.oskjichi.or.jp/>

定価200円(消費税含む)

会員は会費に含まれます

市民が語り合い、行政施策に关心を持つ契機に

中央区での地域自治体学校連続開催

おおさか・中央区みんなの自治体学校

藤原一郎

維新市政のもとで、「大阪市改革プランの不都合な真実」を皮切りに、17回まで開催してきた「中央区自治体学校」は、「都構想」問題や自治体の市場化などで、市民生活と職員の働き方はどう変わるかをベースにし、水道、夢洲カジノ、中央卸市場、市立幼稚園などを取り上げてきました。都市への人口集中により、若い世帯の転入と共に児童数が増え続け学校などの教育環境の変容や、チャレンジテストなどの教育の競争激化は切実な課題となっています。

また住民にとって、一斉地方選挙を前にし、市民自身が市政と暮らしを点検し、行政と議会に関心を持つことが求められます。住民主体のまちづくり運動を繰り広げていく機会として、市民と行政に携わる人々同士が「気づきの場」「学びの場」である地域自治体学校の連続講座「大阪市をもっと良い街に」トーク＆トーク」をスタートすることになりました。



第18回(11月26日)

職員が語る「区役所は今」

市民生活にとつて身近な区役所で何が起ころっているのかをテーマに、現役若手職員を招いての企画です。

①市民サービス、市民のくらしがどう変わったか、②職員の働きがいや喜びを阻んでいるものは何か、③市民に知りほしいことなどを分かりやすく語っていただきました。

参加者からは「維新市政による変化が再認識できた」「橋下市政時代にできた職員基本条例は働きがいをなくし、市民と向き合えなくなるなど行政の質が低下すると思った」「パソコンに雇用された人が個人情報を扱う業務をしていたり、公募区長の任期限定によつて成果主義を追求せざるを得ず、市民との乖離が生まれている」「職員の給与水準の低さは人気度を下位に落とし、人材が集まらないといふ悪循環」「赤字財政かのようにふるまって市民サービスを削減。しかしその実は黒字財政。コロナ対策の財源は、ほとんど国からの交付金であることが理解できた」「私たち市民は冷静に職員とし

つかり情報を共有して、共に大阪市を良くしていかないとと思いました」などの感想が寄せられました。

第19回(12月11日)

「あらためて公園を考える」

大阪市の公園管理の民営化が広がり、今や「難波宮跡公園」にまで及んでいます。市民から公園という公共空間の民間企業による管理について疑問の声が上がっています。

そこで、以前に開催した「今さら聞け

ない 大阪城公園は誰のもの」

(第11回中央区

自治体学校)での中山徹氏講演

を題材にした著書『公園は「誰」のもの』大阪城公園編』(共著、大阪を知り・考える市民の会)

でも執筆された渡辺拓也氏に話題提供者として

〔第19回 あらためて公園を考える〕の様子(12月11日)



語っていました。氏は大阪公立大学都市文化研究センター研究員で、大阪城公園などでの、よろず相談をはじめ野宿者支援にも関わっています。

長野市が住民の苦情をきっかけに公園の閉鎖を決めた事例や難波宮跡公園の指定管理など、公園をめぐって話題が事欠かない状況の中、開催となりました。

周知のとおり、大阪市は難波宮跡公園に公園PFI(民間資金等活用事業)導入を決定しました。すでに実施された大阪城パークマネジメント(PMO事業)は、2017年の都市公園法改正で盛り込まれた公園PFIのフロントランナーとなっています。

大阪城公園のPMO事業は、赤字解消と公園活性化を兼ねる画期的なプランであるとして、2015年にスタートしました。PMO事業は指定管理者制度の一種として説明されますが、実態はかなり異なります。

公園の運用・維持管理業務を民間事業者に委託するところまでは一般的な指定管理者制度と同じであるものの、民間事業者の側が大阪市に年間2億数千万円もの納付金を支払うことになつており、その代わりとして公園内で収益事業を行つ

ることが認められる仕組みです。

渡辺氏は「公園の価値が上がる」「快適になる」と言う一方、その実民間事業者が好き勝手にできるというのが大阪市の本音。公園は市民のものですが、「市民とは誰か」を問い合わせはじめると分断が起ります、「反目させられているうちにことが進められてしまう」と述べ、「貧困層の追い出しをともなう都市の再開発のことをジエントリフィケーション」とい、大阪では釜ヶ崎と呼ばれる日雇い労働者の街の再開発として知られる。しかし、これはもはや貧困層の集住する特定の地域にのみ当たはまるものではなく、都市の各所で起ころうる現象と考えた方が良いようと思われる」と問題提起されました。

参加者から「公園の問題から人間の暮らし方、ひいては人生をどう生きるかまで考える機会になつた」「『排除の想像力』という話に共感しました。私たちと野宿者とは違わないと思います。この社会は、誰一人として大切にされないといふことがあつてはなりません」など数多く意見が出されました。

このように市民が語り合う場として地域自治体学校の役割があり、行政施策に关心を持つ契機になればと思います。

大軍拡のための大増税・インボイス導入を許さない

大阪商工団体連合会 事務局 林辻直也

大軍拡のために大増税

岸田政権は12月16日に国家防衛戦略などの安保3文書を改定し、「敵基地攻撃能力」の保有などを目指し2027年度までに総額43兆円の大軍拡を行うことを閣議決定しました。その財源として、さらなる歳出削減にくわえ、復興特別所得税の流用や法人税、たばこ税などの増税を盛り込みましたが、国民の反発をおそれて時期については先送りしました。しかし、それで終わるはずがありません。すでに政府の税制調査会では、消費税の増税を求める意見が出されています。今後、消費税の増税が俎上にのせられる危

インボイス制度とは

税金を巡って、現在もつとも大きな争点となっているのが、今年10月に導入が狙われている「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」です。この制度は、消費税の税額計算を行う際に、登録番号のない領収書・請求書の取引は仕入・経費の消費税分を控除できなくなるというものです。インボイスが発行できるのは、消費税の課税業者で、かつイ



ンボイス発行事業者の登録をした事業者だけです。そのため、消費税免税となっている年間売上1千万円以下の事業者は、取引先からインボイスの発行を求められた場合、発行事業者として登録し、複雑な実務と消費税の重い負担を背負わざることになります。登録をしなかつた場合、取引を打ち切られるか、取引相手から消費税分の値引きを要求されることがあります。

この制度の影響を受ける業種は幅広く、町工場や卸売業、建設業の一人親方だけでなく、飲食店や個人タクシーなど、事業者を取り引相手にする人なら誰もが巻き込まれることになります。

とくに、税法上は個人事業者であるフリーランス、シルバー人材センターの会員などは、仕入・経費が少ないために収入のほとんどに課税され、かなりの重税を背負わされます。逆に、課税業者にとっては、免税業者と取引をした分の消費税を控除できなくなるので、納税額が増えてしまいます。いずれにせよ、インボイス制度は、立場の弱い者に負担を押し付け、赤字でも納税させる消費税の本質をより激化させるものにほかなりませ

広がる反対運動

このインボイス制度の問題が知られるようになる中で、民商・全商連など從来から反対してきた団体だけでなく、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの保守系団体、税理士団体など多くの個人・団体からも反対の声が上がっています。さらに、フリーランス有志の「STOP!インボイス」、声優のグループ「VICTION」など多種多様な人々も立ち上がり、反対運動の裾野がますます広がっています。

インボイス導入の先にあるもの

そんな中、自民党は2023年度の与党税制改正大綱に「インボイス発行事業者の登録によって免税から課税に転換した事業者は3年間、消費税を売上税額の2割とする」「1万円以下の少額取引について6年間、インボイス発行は不要」とする「軽減措置」を盛り込みました。これからは「なんとかして広がる反対運動の鎮静化を図り、無事に制度実施にこぎつけたい」という意図が見て取れます。

人権に適合的な税制を

消費税やインボイス制度をめぐっては、一部のリベラルな学者、評論家などにも歓迎する向きがありますが、立場の弱い者に負担を押し付ける消費税は福祉財源ません。また、トヨタ



なぜかと言えば、インボイスの導入が今後の消費税増税の地ならしからです。免稅業者を減らして課税ベースを拡大するだけでなく、同時に導入されるデジタルインボイスや、電子帳簿等保存制度などを結び付け、将来的には政府が民間取引を常時監視することさえ狙っています。ただでさえ税務調査などで「適正な課税」を口実に人権侵害が横行している中、デジタル化によって、さらなる重大な事が引き起こされかねません。人権を侵害して国民からしぼり取った税金が他国を攻撃するための軍事費に使われる、このような悪夢を決して許してはなりません。

月多額の税金を受け取っています。税率が上がれば受け取る額も増えるため、増税のたびに大企業と中小企業の格差がますます拡大してしまいます。

所得税についても、そもそも基礎控除が48万円と低く、生活保護基準を下回る上、自営業者などは事業主本人だけではなく家族の自家労賃を経費に計上することができます。個々人の人権が侵害され、ジェンダー平等にも反する差別的な制度となっています。

また、労働者は年末調整によつて納税権を奪われています。一方、富裕層は、株式の譲渡などが一律の分離課税とされているために税負担が軽くなる現状があります。

税金の使い道はもちろん、集め方もまた、憲法に則つたものでなければなりません。大企業・富裕層への優遇をただし、「支払う能力に応じた課税」の実現こそ憲法の要請にかなうものです。このことを、消費税引き下げ・インボイス中止の運動を通して、一人でも多くの人に知らせていただきたいと思います。